（十三）　汎用目的の計算機能を有する装置若しくはサーバーであって、情報システムのセキュリティ管理機能が次の1及び2に該当するもの又はこれらの部分品
1　公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもの
2　次のいずれかに該当するもの
一　へに該当する中央演算処理装置において実現されているもの
二　オペレーティングシステム（第二十一条第一項第七号、第八号の二、第九号又は第十七号のいずれかに該当するものを除く。）において実現されているもの
三　装置の操作、管理又は保守に限定されているもの
ロ　暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、ある貨物又はあるプログラムがイに該当する貨物の有する機能に到達し、又はこれを超えることを可能にするように設計し、又は改造したもの
ハ　量子暗号を用いるように設計したもの
ニ　次のいずれかに該当するウルトラワイドバンド変調技術のためのチャンネル符号、スクランブル符号又はネットワーク認識符号の生成に暗号処理技術を用いるように設計したもの
（一）・（二）　［略］
ホ　スペクトル拡散のための拡散符号の生成（周波数ホッピングのためのホッピング符号の生成を含む。）に暗号処理技術を用いるように設計したもの（ニに該当するものを除く。）
ヘ　次の（一）又は（二）のいずれかに該当するもの（該当することが貨物の製造者、販売者又は輸出者によって書面により確認できるものに限る。）
（一）　次の1から3までの全てに該当するもの
1　購入に際して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置（電話を含む。）による注文により、販売店の在庫から販売されるもの
2　当該貨物の有する暗号機能を当該貨物を使用する者によって変更できないもの
3　当該貨物の有する暗号機能の使用に際して当該貨物の供給者又は販売店による技術支援の必要がないもの
（二）　（一）に該当する貨物のために設計された部分品であって、次の1から3までの全てに該当するもの
1　情報システムのセキュリティ管理機能が当該部分品の主たる機能ではないもの
2　（一）に該当する貨物の有する暗号機能を変更できず、かつ、当該貨物に新しい暗号機能を追加できないもの
3　当該部分品の機能が固定されており、特定の使用者のために設計し、又は改造していないもの

［新設］

ロ　暗号解析を行うように設計したもの（タ又はレに該当するものを除く。）
ハ　スペクトル拡散のための拡散符号の生成（周波数ホッピングのためのホッピング符号の生成を含む。）に暗号処理技術を用いるように設計したもの（ニ、タ又はレに該当するものを除く。）
ニ　次のいずれかに該当するウルトラワイドバンド変調技術のためのチャンネル符号、スクランブル符号又はネットワーク認識符号の生成に暗号処理技術を用いるように設計したもの（タ又はレに該当するものを除く。）
（一）・（二）　［略］
ホ　量子暗号を用いるように設計したもの（タ又はレに該当するものを除く。）
ヘ　暗号機能を有するスマートカード又はそのリーダライタであって、次のいずれかに該当するもの
（一）　スマートカードであって、次のいずれかに該当するもの
1　トからカまで又はレのいずれかに該当する装置に限定されて使用するものであって、他の用途のためにプログラムの書き換えを行うことができないもの
2　個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合させることができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）に係る情報が記録され、又は記録されるように設計したものであって、次の一から三までのすべてに該当するもの
一　暗号機能を専ら当該スマートカードに記録された個人情報の保護のためにのみ使用するもの
二　専ら公共施設若しくは商業施設において使用し、又は当該スマートカードに記録された個人情報に係る情報の認証のために使用するもの
三　当該スマートカードを使用する者が当該スマートカードの有する暗号機能を変更することができないもの
（二）　リーダライタであって、専ら（一）に該当するスマートカードに記録された個人情報に係る情報を読み取り、又は当該スマートカードに個人情報に係る情報を記録するように設計したもの（電気通信回線を通じて読み取り、又は記録するものを含む。）